

ディーキャリア高崎オフィス

◆発達障害についてご存じですか？

発達障害とは脳機能障害の一種で、脳の機能に偏りがあり、複数の特性を併せ持つことが多い、生まれつき持ったもの(先天性)です。成人になるまで発達障害と診断されないケースも多く、学校生活では適応できている方が多い傾向です。しかし、親元を離れたり、進学で自律が求められる、就職し社会人になるなど環境が変化や最近では新型コロナウイルスでの生活環境や社会環境の変化することで、その変化に対応できずに生き辛さや困難を抱え、二次障害として不安・抑うつや身体症状が出現し、苦悩され、辛い状態となることがあります。こういった状況ではじめて医療機関を受診し、診断に至るケースが増えています。また、明確な診断までは行かないグレーゾーン(境界線)の方も同じように悩まれる傾向があります。

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

発達障害の特性

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしていられない)
- 衝動的に行動する(考えるよりも先に動く)

学習障害(LD)

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

厚生労働省発行
「発達障害の理解のために」から引用

考え方事が止まらない
拘束が強く利かない
急な予定変更が苦手
時間の管理が苦手

読み書きのどちらかが全くできない
数学(算数)の計算をすることが全くできない
図形を見て形を理解できない
いつも同じルートを通ったり、毎日同じ物を食べないと不安
突然的なことが起こると頭が真っ白になる

人付き合いが苦手
感情の波がありネガティブになる
パニックでマニックになる
片付け苦手

◆適切な対応が本人の生きやすさ、自立につながる

発達障害の特性は一人一人ちがいます。生まれもった「ものの感じ方・考え方・行動の仕方」などが生き辛さに繋がっています。それを根本的に変えるのではなく、生活上のうまくいかないところを減らし、より良い生活が送れるよう、方策や工夫点を見つけ、本人が安定した居場所や役割を見つけることが大切です。そのためには、なぜうまくいかないかを理解し、どうすれば良くなるか、様々なアプローチで探ることが重要です。

- ・的確な診断(専門家) → まずは相談から。簡易チェック表なども取り入れてみる
- ・医療機関への受診(薬物療法) → うつや適応障害などの心問題に対しては薬物療法も有効
- ・自己理解 → 出来る事・出来ないことを自分で把握することが大切
- ・環境調整 → 適切な配慮依頼をすることで働きやすい環境を整える

まずは簡単チェック！

- いつも詰めが甘く、最後で失敗してしまう(ケアレスミス)
- 作業を順序立てて行うのが苦手
- 約束や予定をよく忘れてしまう
- いつも期日ギリギリまで動けず、遅れてしまう
- じっと座っていることが苦手でモゾモゾしてしまう
- 一つの事に集中すると時間を忘れて没頭してしまう
- 自分の発言で相手が突然怒り出して、理由がわからない
- 特定の感覚が敏感か鈍感(臭い・音・触感など)
- 人前で自分のことばかり話して空気が読めないと言われる

- 話をするときに相手の目を見る事ができない
- 興味のないことには、まったく関心がない
- 1つのことを学ぶのに他人の2倍以上努力が必要
- 読み書きのどちらかが全くできない
- 数学(算数)の計算をすることが全くできない
- 図形を見て形を理解できない
- いつも同じルートを通ったり、毎日同じ物を食べないと不安
- 突然的なことが起こると頭が真っ白になる

複数当てはまり、気になる方はまずはご相談下さい。
医療機関に受診前でも構いません。※発達障害を診断するものではありません。

新しい就労までのステップとして就労移行支援を考えてみませんか？

◆就労移行支援事業所とは？

初めて『就労移行支援』を聞く方も多いと思いますが、就労移行支援事業所は障害のある方の社会参加をサポートする、国の支援制度で障害者総合支援法という法律に基づいた就労支援サービスのひとつです。一般企業への就職を目指す障害のある方（65歳未満）を対象に就職に必要な知識やスキル向上のためのサポートをおこないます。

よくある就職活動・就労についての悩み



就職活動が上手く行かずストressが溜まり精神的にも追い込まれてしまうケースや、せっかく就職出来ても人間関係などで上手くいかずにするケースが多くあります。

【若者の退職理由】内閣府の平成30年版「子供・若者白書」より

- 1位：仕事が自分に合わなかったため
- 2位：人間関係がよくなかったため
- 3位：労働時間、休日、休暇の条件がよくなかったため

体調管理や自分自身の特性理解が浅く、対人スキル・コミュニケーションも甘く考えている。また、条件など事前に分かることでトラブルになる。

ディーキャリアでは就労するための基礎能力（就労準備性）を重視し、自己理解を深めて自分らしく『働き続けられる』就労支援を目指しています。

◆障害者手帳を所持していないと利用できないの？



手帳取得で障害者求人にエントリー出来ます。
※取得したことで一般求人にエントリー出来ない事はありません。

就労移行支援を利用する場合、手帳が無いと利用できないと思われているかもしれません。心療内科、精神科に定期的に受診されている方（医療機関を利用し治療を行っている方）はご利用の対象になる場合があります。（※自立支援医療受給者証をお持ちの方）

また、発達障害や鬱、双極性障害、社会不安障害などは精神障害者保健福祉手帳に分類され、申請・認定までに一定期間を必要とします。そのため、障害者求人での就職を考える場合は早めの医療機関へ受診・検査を行うことをおすすめいたします。（※申請については医療機関・居住地の市町村へお問合せ下さい）

◆大学生は利用できないの？

大学生の場合には、[大学4年生時に卒業見込み証明書を発行できる状況](#)であれば就労移行支援事業所を利用できる場合があります。（※利用決定は居住地の市町村の審査があります）

就労移行支援事業所を利用しながら、自分の特性や出来る事、苦手な事を理解し、『自分らしい働き方』と一緒に探し、自立を目指します。

◆気になる方は、まずはご相談下さい！

ディーキャリアでは、ご相談・見学・体験は随時対応しております。まずはお電話・メールでお問合せ下さい。ご希望に合わせた日程を調整いたします。また、リモートやメールでの相談も行っております。

